

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、桜井市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第 6 条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(作業部会)

第 7 条 会議は、専門の事項を研究するため必要があるときは、作業部会を設けることができる。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年10月桜井市条例第12号) の一部を次のように改正する。